

議案第26号

天理市杣之内駐車場条例の制定について

天理市杣之内駐車場条例を次のように制定しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市杣之内駐車場条例

(設置)

第1条 市内の周遊観光における利便に資するため、本市に杣之内駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 杣之内駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市杣之内駐車場	天理市杣之内町129番地1

(使用料)

第3条 天理市杣之内駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の使用を制限することができる。

- (1) 駐車場の施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 発火性、引火性等の危険物を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) 駐車場の管理上支障があるとき。
- (6) その他不相当と認めるとき。

(禁止行為)

第5条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設等を損傷すること。

- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害すること。
- (6) その他駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償等)

第6条 駐車場の施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることができない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(駐車場内における損害の責任)

第7条 駐車場内において車両等について発生した盗難、損傷等の損害又は人身に対して発生した損害については、当該損害が市の責めに帰すべき理由によるものでないときは、市はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年5月25日から施行する。